

Total Rehabilitation Research

Printed 2014.2.28 ISSN2188-1855

Published by Asian Society of Human Services

*F*ebruary 2014 1
VOL. 1



Youngdoo YOON
[Modern Times]

SHORT PAPER

特別支援学校図書館をめぐる諸問題に関する文献的検討

照屋 晴奈¹⁾ 金城 実菜美¹⁾ 田中 敦士²⁾

1) 琉球大学特別支援教育特別専攻科

2) 琉球大学教育学部

<Key-words>

特別支援学校, 学校図書館, 司書教諭, 沖縄県

ha.te.g.n.o.r.8129@gmail.com (照屋 晴奈)

Total Rehabilitation Research, 2014, 1:95-104. © 2014 Asian Society of Human Services

I. はじめに

学校図書館は、「学校図書館法」により、児童・生徒の学習や読書活動を保証しなければならないものであり、メディア化社会である現代において、学校図書館は学校のメディアの中心的な役割を果たすものであるため重要な役割を担っている。また、学校教育においては「学習指導要領」にて小・中・高・特別支援学校において「学校図書館の利用・活用」が求められており、学校図書館への関心や期待が高まっている（野口，2008）。

学校図書館の具体的位置付けとしては、人間の発達に関わってくる重要な「読書センター」、資料の充実やレファレンスサービスなどの配置に関わる「学習・情報センター」、生徒だけではなく、学校教員をサポートすることに関わる「教材センター」などの機能を果たしている。

それに伴い、学校図書館に配置される司書教諭は、生徒や教師がより図書館を利用しやすいよう、図書館を活用する教育や、読書や多様なメディアと触れ合える環境作りができるような教育活動を、各学校の教育課程を踏まえながら積極的に推進し、図書館と生徒・教師を結び付ける役目を司書教諭が行っていかなければならないのである。

特別支援学校図書館の現状において、文部科学省（2012）「学校図書館の現状に関する調査（平成 24 年度）」や野口（2009）によると、特別支援学校図書館は小・中・高等学校の学校図書館と比べると、明らかに低い水準にあり、また特別支援学校同士を比べても、資料などの設備面、人的体制などの運営面といった様々な面で格差が存在している。

特別支援学校の学校図書館においては平成 19 年の学校教育法改正を受け、特殊教育から特別支援教育へ移行する。それにより特別支援学校の学校図書館は、特別ニーズのある児童生徒への対応が重要となり、個々のニーズに応じた特別なメディアや図書館活動（個々の障

Received
December 19,2013

Accepted
January 21,2014

Published
February 28,2014

害に応じたサービスと指導)が必要となってくる。

ところが、野口(2009)は、「これまでの学校図書館に関する研究では、小学校、中学校、高等学校のいずれかの学校図書館を研究対象とすることがほとんどであり、特別支援学校(従来の盲学校・聾学校・養護学校)の学校図書館を対象としたもの、あるいは特別支援教育と学校図書館の関わりを取り上げたものは、まだ少数にとどまっている。そのため、未解明の部分が山積みしていると言わざるを得ない。なかでも、特別支援学校の学校図書館に関する詳細な実態調査が存在せず、現状さえ詳らかになっていないのは大きな課題である」と述べている。

現在行われている特別支援学校を含む学校図書館に関する調査としては、文部科学省が実施している調査(「学校図書館の現状に関する調査」と全国学校図書館協議会が実施している調査(「学校図書館調査」)の2つが、学校図書館を対象として全国的な実態調査をしているが、前者の調査は学校図書館司書教諭の発令状況や図書の整備状況などの調査項目に限られており、後者に至っては特別支援学校は調査対象に含まれていない(野口, 2009)。

このような現状から、特別支援学校の学校図書館における具体的な施設・設備等の実態や、司書教諭の配置や役割等に関する実態などが把握できない状況であるため、小・中・高等学校の学校図書館に比べ水準が低いにもかかわらず、問題点などが浮き彫りになりにくいのが現状である。

以上のことから本研究では、特別支援学校図書館を取り巻く環境及び問題点をまとめ、課題を考察し、野口らによる先行研究を比較し、特別支援学校図書館をめぐる諸問題について検討していくことを目的とする。

Ⅱ. 「学校図書館法」と「学校図書館司書教諭の発令について」の問題点

「学校図書館法」と文部科学省(2003)の「学校図書館司書教諭の発令について」の2つが、学校(特別支援学校)に学校図書館と司書教諭が配置されなければならないということの法的根拠となっている。

「学校図書館法」では、「第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において、図書、資格聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう」とあり、第3条では「学校には、学校図書館を設けなければならない」と、特別支援学校の小学部、中学部、高等部それぞれに学校図書館を設置しなければならないという、図書館の設置が定められている。さらに司書教諭の配置についても、「第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と司書教諭の配置についても定められている。

「学校図書館法」を受け、文部科学省により「学校図書館司書教諭の発令について(2003)」の通知により、「学校図書館司書教諭については、平成9年の学校図書館法(昭和28年法律第185号)の改正により、平成15年4月1日以降は、12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされたところです。」とあり、司書教諭の発令についての発令方法や学校の設

置基準等が規定された。

しかし、この「学校図書館法」と「学校図書館司書教諭の発令について（2003）」問題点としては、学校図書館を運営するにあたって重要な役割を果たす司書教諭の設置義務が、12学級以上の学校に限定されていることである。11学級以下の学校では、学校図書館法第5条第1項の定めるところにより、「当分の間、司書教諭を置かないことができる」とされている。そのため、司書教諭が配置されていない学校図書館は、学校図書館の役割である「読書センター」、「学習・情報センター」、「教材センター」の機能を果たすことができない学校が実際に存在するのである。

また、12学級以上の設置義務が適用される学校において、司書教諭を配置されたとしても、司書教諭は法律上、「教諭が担当する校務分掌の1つである」とあり、いわば「充て職」とされているだけである。授業やクラス担任、他の教務との兼任であるにも関わらず、授業時間数の軽減なども法的に保障されていないため、実際は図書館業務に従事できないのが現状である（山口，2005）。こうした現状の中で学校図書館の機能やサービスの低下で影響が及ぶのは、利用者である幼児児童生徒や教師である。

近年、学習指導要領でも読書活動の充実を図るために、学校図書館の利活用を推進しており、特別支援学校の学習指導要領では「11. 学校図書館の利活用（第一章第二節第四の二（11））、（11）学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主體的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」とし、解説として「読書は児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情緒を養う上で重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。このような観点に立って、各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。各教科等においても、国語科、社会科及び総合的な学習の時間で学校図書館を利活用することを示すとともに、特別活動の学級活動で学校図書館の利用を指導事項として示している（特別支援学校学習指導要領解説 総則等編）」とあり、学校教育でも学校図書館が重要視されているのは言うまでもない。

しかし、上述してきたように、現在、学校図書館を取り巻く環境は一概に良いとは言えない。そんな中、特別支援教育の礎ともなる、「一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う」ことのできる学校図書館をつくって行くのは、現状では容易なことではないと考えられる。

学校図書館のサービスや機能の低下が避けられない現状と、積極的に学校図書館を利活用し、読書活動を推進するという教育が求められている今、このねじれが生じることが学校教育全体に関わる大きな問題であるといっても過言ではない。

Ⅲ. 一人ひとりのニーズに応じた学校図書館の対応

特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換を果たし、特別支援学校の学校図書館でも一人ひとりのニーズに応じた学校図書館にならなければならない。

ここで問われている一人ひとりのニーズに応じた図書館とは、「いかなる特別ニーズの有無関係なくすべての児童生徒に等しく対応できる図書館づくり（野口，2009）」ではないかと考えられる。以下に、野口の考える障害種別に応じた図書館活動についての特別なニーズへ

の対応について表 1 にまとめた。

特別支援教育の目指す学校図書館として以下の特別ニーズへの対応を最低限とし、各学校の特性や教育課程、児童生徒や教職員のニーズに応じた学校図書館をつくっていくことが、特別支援学校の学校図書館の目指すところではないかと考えられる。

表 1 障害種別における図書館活動の特別ニーズへの対応一覧

障害種	図書館活動についての特別ニーズへの対応
視覚障害者	点字図書、拡大図書(拡大写本、大活字本)、録音図書(カセットテープ、DAISY…CD 型のデジタル録音図書)、触る絵本などの特別なメディア、通常の図書(墨字図書)を利用する人のための拡大読書機などの機械類など。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の図書、字幕や手話入りの映像メディア等の視覚からの情報獲得を促すメディア ・手話の読み聞かせ等、聴覚障害を補償する図書館活動
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の図書、図書をめくるための補助具等 ・移動困難な児童生徒のために車いすなどが通れるような書架間の工夫 ・図書館の分館として学級文庫の整備・充実
病弱	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の図書 ・院内学級との連携(ベツトサイドまで図書を届ける等)
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の図書、絵本、紙芝居、布の絵本 ・視聴覚メディア…CD、ビデオテープ、DVD、DAISY、 ・障害の程度と発達の状態に合わせた多種多様なニーズに対応できる幅広いメディアの選択・収集 ・読み聞かせ、パネルシアター、リズムや歌や手遊びを取り入れる等の視覚、聴覚などの五感に訴える図書館活動

[野口(2009)をもとに独自に作成]

VI 特別支援学校図書館の実態調査の紹介

今まで見てきたように、学校図書館を取り巻く問題を解決することは容易なことではない。野口(2009)は、「特別支援学校の学校図書館に関する詳細な実態調査が存在せず、現状さえ詳らかになっていないのは大きな課題である」と述べている。実際、CiNiiの検索結果から、「特別支援学校 学校図書館」で検索すると15件しかヒットせず、研究や調査が少ないことが分かる。

これまでの特別支援学校の学校図書館に関わる先行研究としては、野口・細渕(2005)による埼玉県内を対象とした報告、児島(2007)による鳥取県内を対象とした報告があるが、いずれも地域を限定しての調査にとどまっている(野口, 2008)。しかし地域ごとの調査も、研究の少なさから研究者もわずかであることが分かることから、実際は調査が行われていない地域がほとんどなのである。

このことを受け2013年に照屋らが沖縄県内の特別支援学校における実態調査を行ったが、調査対象は県内の特別支援学校3校にとどまり、沖縄県の詳しい実情が明らかになったとは

言えない。しかし、絶海の孤島である沖縄県の学校図書館と、すでに詳しい実態が明らかとなっている学校図書館を比較することで、問題点の具体性を明らかにするだけでなく、地域の違いによる新たな問題点が明らかにできると考え、両者を比較することにした。

比較対象とする調査については、2004年に野口と細渕が行った埼玉県内特別支援学校（当時の特殊教育学校）の学校図書館の調査と、2013年に照屋らが行った沖縄県内特別支援学校図書館における調査とする。両者の結果から比較できる内容だけを抽出し考察する。

1. 埼玉県内における実態調査

(1) 調査方法

野口・細渕（2005）は、2004年1月5日から2月29日にかけて、埼玉県内の国・公・私立特殊教育諸学校全36校を対象とした、郵送による質問紙調査を実施。質問紙は、A 司書教諭に関する調査表、B 学校図書館施設・設備に関する調査票の2つからなる。回収率は75%で、盲2校、聾1校、病弱養護2校、肢体不自由養護6校、知的障害養護14校の25校を分析対象とした。

(2) 結果

司書教諭の発令状況は、全体では25校中18校に27名が発令されており発令率は72%であった。発令はすべて教諭と兼任発令であった。なお、学校図書館担当の事務職員（学校司書）の置かれている学校は、盲学校の1校のみである。司書教諭の抱える問題・課題として、多くの司書教諭は兼任発令にも関わらず担当授業の軽減措置などを十分に受けられず、また校内の位置付けも不十分であるという実態があった。

表2 鳥取県内学校図書館調査結果

司書教諭の発令状況	・発令率72.0%で、すべて教諭との兼任発令 ・学校司書は盲学校1校のみ
司書教諭の抱える問題・課題	・兼任発令による担当授業の軽減措置が受けられない ・校内での位置づけが不十分
学校図書館設置状況	・各校種とも100%の設置 ・小・中・高等部ごとに設置をしている学校は無い
学校図書館運営経費	聾学校が年間70万で、順に、病弱養護学校が56万、盲学校が36万、肢体不自由養護学校が約18万、知的障害養護学校が約10万円
学校図書館蔵書	盲・肢体が8,000冊台、病弱が7,000冊台、聾が4,000冊台、知的が1,000冊台

[野口・細渕（2004）をもとに独自に作成]

学校図書館の設置率は、各校種とも100%であった。そのうち学校図書館の1校あたりの設置数は、盲学校、聾学校で2つ、養護学校では1つとなっていた。「学校図書館法」では学校図書館を学部の設備として位置付けており、小学部・中学部・高等部の3つの学部のある学校ならば、それに相応する3つの学校図書館がなければならないことになる。しかし、

法の主旨にそった設置数を満たしている学校はなかった。

学校図書館担運営経費については、聾学校在年間で 70 万円の経費を確保しており、病弱養護学校の 56 万円、盲学校の 36 万円、肢体不自由養護学校の 176,000 円、知的障害養護学校の 99,583 円の順となっていた。知的障害養護学校では年間経費が 10 万円にも満たず、聾学校の 7 分の 1 以下という実態であった。蔵書率については、盲学校と肢体不自由養護学校が 8,000 冊台、病弱養護学校が 7,000 冊台、聾学校在 4,000 冊台、知的障害養護学校在 1,000 冊台であった。

2. 沖縄県内における実態調査

(1) 調査方法

照屋・田中(2013)は、全障害種対応である宮古特別支援学校、視覚障害対応である沖縄盲学校、聴覚障害対応である沖縄ろう学校の学校図書館に対し、半構造化面接法による調査を実施した。調査項目は、1.学校図書館としての業務、2.特別支援学校の学校図書館機能、3.学校図書館としての役割、の3点である。

(2) 調査結果

司書教諭の発令状況は、15 校中 13 校であった。また、学校司書と司書教諭を 2 人配置している学校がほとんどではあるが、実際は学校司書が 1 人で学校図書館業務を行っていることが多かった。司書教諭は図書係として配置されている場合と、図書係でもなく図書業務と無関係な校務分掌に属し、免許を所持しているために充てられた「名ばかり司書教諭」(野口, 2010)の配置である場合の 2 つの現状が明らかになった。また、図書業務を実質 1 人で行っている学校司書も本務職員であるのは、沖縄県内の特別支援学校 15 校中、本研究で実態調査を行った沖縄盲学校の B 教諭を含め、2 校のみであるということも分かった。

学校図書館の設置状況については、県内特別支援学校では、1 つの学部に 12 学級以上設置している学校は、現在 15 校中 9 校であり、過半数が 12 学級以上の学部をもつ学校である。しかし、12 学級以上設置している学校において、「学校図書館司書教諭の発令について」に則り、学部ごとに学校図書館を設置し、学部ごとに司書教諭を配置している学校は 1 校もなかった。

図書経費は特別支援学校全体における平成 25 年度の県消耗品と PTA 予算の合計はろう学校在年間で 233,600 円で、肢体不自由学校の平均が約 25 万、知的障害学校の平均約 20 万円、盲学校在 190,000 円、病弱が 80,000 円。合計平均金額が約 23 万円であった。

蔵書数に関しては、蔵書に関する SLA 達成率の沖縄県の平成 25 年度平均は 9.6%であった。沖縄県の特別支援学校の場合、1 つの学校に幼稚部から高等部まで設置していることが多く、普通学校と比べ幅広い年齢層に対応する図書をつくっていかなければならない。しかし、沖縄県内特別支援学校の蔵書数は、盲・肢体が 4,000 冊台、病弱が 4,000 冊台、ろうが 4,000 冊台、知的が 2,000 冊台であり、全体の蔵書数の平均は、平成 25 年 3 月末日現在、約 3,290 冊となっている。幼稚部から高等部までの児童生徒が十分に利用できる蔵書数でない現状であることは明らかである。

表 3 沖縄県内学校図書館調査結果

司書教諭の発令状況	・発令率 86.7%で、すべて教諭との兼任発令 ・司書教諭と学校司書の 2 人配置が多い
司書教諭の抱える問題・課題	・兼任発令による担当授業の軽減措置が受けられない ・図書係として配置されていること
学校図書館設置状況	・各校種とも 100%の設置 ・小・中・高等部ごとに設置をしている学校は無い
学校図書館運営経費	ろう学校が年間 233,600 円で、肢体不自由学校の平均が約 25 万、知的障害学校の平均約 20 万円、盲学校が 190,000 円、病弱が 80,000 円。
学校図書館蔵書	盲・肢体が 4,000 冊台、病弱が 4,000 冊台、ろうが 4,000 冊台、知的が 2,000 冊台

[照屋・田中 (2013) をもとに独自に作成]

3. 鳥取県と沖縄県との比較

司書教諭に関して、鳥取県と沖縄県の司書教諭の発令率は共に高いが、どちらも司書教諭との兼任発令である。鳥取県の詳しい司書教諭の実態はこの研究では明らかとなっていないが、沖縄県の研究を見ると、司書教諭は兼任発令ではあるが、実際は「名ばかり司書教諭」(野口, 2010)の配置であるとあったので、鳥取県でもその可能性があると考えてもおかしくない。さらに、沖縄県では司書教諭と学校司書を 2 人配置しているが、鳥取県の場合、学校司書は盲学校の 1 校のみに配置されている。沖縄県は、司書教諭が業務の兼任をしているため、学校図書館の業務は学校司書が実質 1 人でやっているのが現状であったが、鳥取県の場合は沖縄県と同じく兼任発令であるにも関わらず、学校司書も配置されていないとなると、学校図書館がほとんど機能できない環境であると考えられる。更に、司書教諭の抱える問題では、どちらも兼任発令による軽減措置がないことと、司書教諭の位置付けが不十分であることが挙げられた。

学校図書館に関しては、学校図書館設置は 100%であったが、学校図書館の設置に関する法に則って小・中・高等部それぞれに学校図書館を設置している学校は 1 校もなかった。

運営費に関して、鳥取県では学校種ごとに大きな差があるが、沖縄県では学校種ごとにさほど大きな差はないことが特徴的であった。また、両者を比較して特徴的だったのが、ろう学校の運営費の差額である。ろう学校の差額は 466,400 円であり、鳥取県ははるかに上回っていた。ろう学校では、沖縄県の調査において、ニーズに関しては普通学校の図書館とあまり変わらないという現状があった。また、上述した学校図書館の聴覚障害者に対するニーズの内容でも、さほど費用がかかるような大きな機器類などもなく、むしろ、図書を読む際に必要な視覚に障害のある、盲学校の方がより多くの費用がかかるように思えた。しかし盲学校においては、ろう学校に比べ両者とも予算も低く、大きな差額も無かった。よって運営費は地域差、校種差があり、運営費の基準が設けられていないことが分かった。

蔵書数に関して、鳥取県の盲・肢体、病弱は沖縄県の 2 倍の蔵書数であったが、知的障害学校に関しては、鳥取県は沖縄県の半分であることから、鳥取県は、予算も蔵書も校種差があることがより明らかとなった。

V. 特別支援学校図書館の課題と改善に向けての提言

特別な支援が必要な児童生徒にこそ、そのニーズに応じた教育環境と支援の充実が必要なことは言うまでもないが、学校図書館に関して言えば、そうなっていると言いき難い（野口、2010）。こうした問題点は、これからの司書教諭や学校司書の努力で解決できる問題でないことは、言うに及ばない明白な事実である。容易なことではないのは百も承知ではあるが、読書活動の推進を提唱する文部科学省や各教育委員会に対し、特別支援学校の学校図書館を取り巻く法律や制度に早急な改善を要する必要がある。

具体的な改善すべき点として、学校図書館法の司書教諭の設置については、現在、第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」とされ、一見設置を義務付けるように見えるが、司書教諭の設置の特例として、「学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。」とあり、第5条の「置かなければならない」の有効性が一部適用されない。また、上記の政令である「学校図書館司書教諭の発令について」では、「平成15年4月1日以降は、12学級以上の学校には必ず置かなければならない」とあり、12学級以下は「学級数が11以下の学校では「当分の間、司書教諭を置かないことができる」・省略・（11学級以下の学校においても、学校図書館における司書教諭の重要性にかんがみ、司書教諭が設置されるように努めることが望まれます）」とある。司書教諭の設置義務は学級数が12学級以上の学校のみ該当し、それ以下は法律で十分に保障されていない。そこに逃げ道があるのである。

この学校図書館法の司書教諭の設置の特例に関しては、平成15年より現在10年間改正されていない。しかし、この10年の間、障害に関わる教育環境は大きく変わる。平成19年の学校教育法改正において、障害のある子どもの教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われたのである。この発展的な転換があったにも関わらず、また、現在新学習指導要領においても読書活動の重要性を表記されているにも関わらず、10年前から1度も改正されていないのは遺憾なことである。さらに、特別支援教育という概念が現在の学校図書館法に適用されていないため、普通学校図書館よりも特別支援学校図書館は全体として低い水準にあるのではないだろうか。

特殊教育から特別支援教育に変わり、読書活動が推進される今であるからこそ、司書教諭の配置に関する法令を見直すだけでなく、全国の特別支援学校の学校図書館の現状を都道府県ごとに詳しく研究、調査して現状把握していくことで、1番の難関であり課題でもある予算に関する問題にも目を向け、検討していくきっかけになるのではないかと。

しかし、特別支援学校の学校図書館の現状や重要性については、上述したように、普通学校の学校図書館に比べ、研究者が少なく、論文や文献の少なさから、まだまだ一般的な認識や理解は浅いと考えられる。学校教育を行う以上、学校図書館の重要性にかんがみ、特に、特別支援学校の水準が著しく低いという現状がある以上、目を背けてはいけぬ問題なのである。

こうした現状から、これまで述べてきた問題に対し、今後見直すべき点を最後に記して提言としたい。

- (1) 10年間改正されていない「学校図書館法」を、全国の学校図書館の現状を改めて踏ま

えた上で、改正を検討する必要がある。

(2) 学校図書館の実態調査については、現在の文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」と、「学校図書館調査」だけでなく、学校図書館の具体的な実態が把握できるような調査を作る必要がある。

(3) 司書教諭の配置については、学校図書館法の第 5 条に掲げる設置義務にかんがみ、確実に設置できるよう、同法の特例の内容を検討する必要がある。

(4) (3) に伴い、「学校図書館司書教諭の発令について」についても、司書教諭の設置基準である学級数について、11 学級以下は当分の間置かないことができるという内容の見直しが必要である。

(5) (4) を受け、特別支援学校における学級数の数え方についても、都道府県ごとの学校図書館の現状を踏まえ、地域ごとに基準を変えることができる等の見直しが必要である。

(6) 学校司書の専門性向上を図るために、学校司書の資格化や学校司書に関わる法令の作成を図り、勤務形態も見直す必要がある。

特別支援学校の学校図書館の正しい機能を図るには、やはり学校図書館に関わる法令の大幅な見直しと、特別支援学校の学校図書館における具体的な実態調査が必要となってくるであろう。

文献

- 1) 野口武悟・細渕富夫 (2004) : 埼玉県内の特殊教育諸学校における学校図書館の現状 (I) : 学校図書館司書教諭の現状を中心に. 日本特殊教育学会第 42 回大会発表論文集, 316
- 2) 細渕富夫・野口武悟 (2004) : 埼玉県内の特殊教育諸学校における学校図書館の現状 (I) : 学校図書館施設・設備等の現状を中心に. 日本特殊教育学会第 42 回大会発表論文集, 317
- 3) 野口武悟 (2009) : 特別支援学校の新しい学習指導要領から学校図書館の活用を考える. 学校図書館. 705, 60
- 4) 野口武悟 (2009) : 特別支援教育における学校図書館の概観と展望. 学校図書館. 707, 16-19
- 5) 野口武悟 (2010) : 一人ひとりの読書を支える学校図書館 特別支援教育から見えてくるニーズとサポート. 読書工房, pp.200-201
- 6) 山口真也 (2006) : 沖縄県学校図書館における雇用問題ー兼任司書教諭制度の問題点と今後の望ましい教員配置に関するアンケート調査ー. 日本語文学研究. 10(2) , 61-62
- 7) 照屋晴奈・田中敦士 (2013) : 沖縄県内特別支援学校における学校図書館の実態調査. 琉球大学教育学部附属発達支援教育実践センター紀要, 5 (印刷中)
- 8) 文部科学省 (2009) : 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編. pp.206 - 207
- 9) 沖縄県立学校図書館協議会特別支援諸学校支部 (2013) : 沖縄県における特別支援諸学校の図書館の現状 (平成 25 年度)

SHORT PAPER

Investigation of Special Needs Students School Library

Haruna TERUYA¹⁾ Minami KINJYO¹⁾ Atsushi TANAKA²⁾

1) Special Needs Education Programs, University of the Ryukyus

2) Faculty of Education, University of the Ryukyus

ABSTRACT

The objective of this thesis is to investigate the problems of library systems in special needs schools. The function of a library is to support students' development and provide information and news for the public. And the function of a library teacher is connecting library and education as well as students and teachers. However, these functions have not worked well because school system establishments and teachers are unclear on the law. Therefore, the problems have not been properly researched. The results show that laws need to change and school library problems should be investigated more thoroughly.

< Key-words >

Special needs school, School library, library teacher, okinawa

ha.te.g.n.o.r.8129@gmail.com (Haruna TERUYA)

Total Rehabilitation Research, 2014, 1:95-104. © 2014 Asian Society of Human Services

Total Rehabilitation Research

— Editorial Committee —

Editor-in-Chief JAPAN Atsushi TANAKA University of the Ryukyus

Editor-in-Chief KOREA Changwan HAN University of the Ryukyus

Editorial Board

Hideyuki OKUZUMI	Tokyo Gakugei University
Nagako KASHIKI	Ehime University
Yuichiro HARUNA	National Institute of Vocational Rehabilitation
Hyunuk SHIN	Jeonju University
Eunju LEE	Director, Dobong Senior Welfare Center

Total Rehabilitation Research VOL.1

発行 平成 26 年 2 月 28 日
発行人 Keiko KITAGAWA ・ Youngjin YOON
発行所 Asian Society of Human Services
〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原 1
TEL/FAX 098-895-8420

定 価 ￥2,000 円 (税別)

*落丁・乱丁本はお取り替え致します。

*本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ本学会の許諾を求めてください。

Printed in Japan

Total Rehabilitation Research

VOL.1 February 2014

CONTENTS

REVIEW ARTICLES

The Significance of Comprehensive Rehabilitation..... **Masahiro KOHZUKI** • 1

A literature review on non-pharmacological intervention and risk factors for mild cognitive impairment..... **Minji KIM**, et al. • 12

ORIGINAL ARTICLES

Influences of Stimulus Array, Stimulus Material, and Severity Level for Intellectual Disability on the Cancellation Task in People with Intellectual Disabilities..... **Ryotaro SAITO**, et al. • 23

Consideration of support for the actual conditions of education informatization that use of ICT in special needs education in Japan..... **Sunhee LEE** • 29

A Study of Consideration for Employment of Persons with Disabilities in the Field of Education..... **Kohei MORI**, et al. • 42

Current Situations and Issues on School Consultations for Regional Support by Special Needs Schools : Based on a Comparison of School Consultations with School Counselors..... **Hikari ISHIKAWA**, et al. • 57

SHORT PAPERS

A Literatural Study for Development of the Japan Elderly Successful Aging Scale..... **Moonjung KIM**, et al. • 76

Prevention of Bed-bound in the Elderly: A Literature Review..... **Chaeyoon CHO**, et al. • 87

Investigation of Special Needs Students School Library..... **Haruna TERUYA**, et al. • 95

CASE REPORTS

Research on Teaching Methods for Enhancement of Autistic Student's Volition and Motivation to Learn: Through Lesson Practices for Using Audio-visual Equipments..... **Kazumi SUGIO**, et al. • 105

Processing Model of Problem Solving in Children with Autism Spectrum Disorder: Based on a Case Study of Learning Support for a Fourth Grader Girl with Autism Spectrum Disorder..... **Noriyuki AGARIE**, et al. • 115

Published by
Asian Society of Human Services
Okinawa, Japan